

～50年前からあなたのとなりに～

センター定期便
臨時号



堺市立 消費生活センター

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 (相談) 072-221-7146 令和7年(夏)

葬儀サービスのトラブル

- ・ 家族が亡くなり、広告で「家族葬 約40万円から」とあった葬儀会社に依頼したら、担当者に「お宅はこのプランではできません」と言われ、オプションを追加された。合計額が300万円近くなり驚いていると、250万円のプランを勧められ、仕方なく契約した。広告とは異なる高額費用に不満だ。

- ・ 家族が突然亡くなり、病院からすぐに遺体を引き取るように言われ、電話帳に広告を出している葬儀会社へ連絡した。「家族葬で」と伝えたが、一般葬を強く勧められ、精神的な疲れもあり、根負けして約150万円の契約をした。

!!!
**家族葬が利用
できない?**



葬儀の広告料金をうのみにしないで



- ・ 広告に表示された料金でサービスを受けられるとは限りません。葬儀会社との打ち合わせは親族などと複数で行うことが大切です。
- ・ 見積書の請求に応じ、丁寧な説明をしてくれる葬儀会社を選びましょう。
- ・ 可能であれば生前に家族と相談し、葬儀について情報収集しておけば、冷静に対応できます。

**気をつける
ポイント**



困ったとき、悩んだときは消費生活センターへ

ココが

堺市立 消費生活センター



(旧ツイッター)やっています!
フォローしてね!

住所 堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階(堺東駅前スグ)
電話 (相談) 072-221-7146 (事務) 072-221-7908
FAX 072-221-2796 メール syoseise@city.sakai.lg.jp

